

国内募集型企画旅行条件書



☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。
☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行予約募集型企画旅行契約の部によりします。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けします。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)においた旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによりします。またローンご利用の場合は異なります。

※上表内の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

- (2)当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行が成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。

- (4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5)本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任者代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込み人が募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規程を適用します。
- (2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定めるまでに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (6)お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、「お客様」の状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウエーティングのお客様」として登録し、お客様の申込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエーティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。ただし、当社らがお申し込みを承諾する旨を通知する前にお客様よりウエーティング登録の解除のお申し出があった場合、又は「お待ちいただける期限」で結果としてお申し込みを承諾できなかった場合、又は当社らは当該申込金相当額を払い戻します。
- (7)本項(7)の場合で、ウエーティング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがおお客様の申込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (8)お預りした「申込金相当額」は予約成立となった場合「申込金」として取扱います。

3. 申込条件

- (1)20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者/介助者の同行などを条件とさせていただきます。お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただきます。又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとの一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースより別途条件でお受けすることがあります。
- (6)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9)お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、

- ご参加をお断りすることがあります。
- (10)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(1)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合は、利用予定の宿泊施設及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。
- (3)第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。
- (4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日直前の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。
- (2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「お支払対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金」として表示した金額プラス「追加代金」として表示した金額(マナズ割引代金として表示した金額)の合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の「違約料」、および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合は除き普通席となります。)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・観覧・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- (2)クルーズ・電報電話等通信料金、追加飲食個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載された箇所・区間の入場料金・交通費
- (4)1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6)お客様自身のお希望によりする日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)
- (7)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画に非なる運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の値の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しく経済情勢の変化率により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様への旨を通知します。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したところによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレットに記載した場において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、パンフレットに記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の立替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,080円)とともに当社らに提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。)

- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

(1)旅行開始前

- ①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、当社は解除することがあります。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表1)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行(夜行含む)
①21日前に当たる日以降の解除	無料	無料
②20日前に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日前に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【 宿泊のみご予約になった場合 】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。

宿泊のみご予約同一宿泊施設を連泊ご予約の場合、初日(第1日目)のみ取消料の対象となります。

ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。

表2)取消料(宿泊のみご予約になった場合)

	旅行開始後の解除		当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～20日前
	無連絡不参加	当日						
1～14名	100%	50%		20%				無料
15～30名	100%	50%		20%				無料
31名以上	100%	50%			30%			10%

注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

- ②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。
- ③お客様は次回掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ア. 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- イ. 第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき
- エ. 当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき
- オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

④当社は、本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様から1室1名のお客様の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤当社は本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

(2)旅行開始後

- ①旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限りします。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

(1)旅行開始前

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- エ. お客様が、契約内容に照合し合理的範囲を超え負担を求めたとき。
- オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて

